

平成 28 年 第 4 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

# 提 案 理 由 説 明

## ○ 説 明 順

- 1 議 案 第 97 号 ~ 議 案 第 111 号 ( 降 壇 )
- 2 議 案 第 112 号 ( 降 壇 )
- 3 議 案 第 113 号 ( 降 壇 )
- 4 議 案 第 114 号 ( 降 壇 )
- 5 議 案 第 115 号 ~ 議 案 第 117 号 ( 降 壇 )

平 成 28 年 12 月 1 日 提 出

伊 佐 市 長

平成28年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第97号から議案第111号までについて説明申し上げます。

まず、議案第97号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地利用最適化交付金が新設され、農地の集積及び遊休農地の解消等の成果及び活動の実績に応じた報酬を導入することとされたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第98号「伊佐市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例及び伊佐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、特定の任務のみに従事する消防団員を機能別消防団員として位置付け、関連する条文の整理を行うなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第99号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国民健康保険税を納付しやすくするため、普通徴収の方法による納期の回数について、所要の改正を行うものであります。

次に、

議案第100号「西太良地区コミュニティセンターの指定管理者の指定」について

議案第101号「羽月地区公民館の指定管理者の指定」について

議案第102号「田中校区集会施設の指定管理者の指定」

について

議案第103号「湯之尾校区集会施設の指定管理者の指定」  
について

議案第104号「本城校区集会施設の指定管理者の指定」  
について

議案第105号「羽月西青少年センターの指定管理者の指  
定」について

議案第106号「牛尾青少年センターの指定管理者の指定」  
について

議案第107号「山野基幹集落センターの指定管理者の指  
定」について説明申し上げます。

これらの施設につきましては、各校区コミュニティ協議  
会の拠点として、主にそれぞれの校区の方々が利用される  
施設であり、その性格上、伊佐市公の施設に係る指定管理  
者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条第2項第  
3号に規定する公募に適さない施設であると認めため、  
公募は行わず、指定管理者の候補者として各校区コミュニ  
ティ協議会を選定いたしました。

このことを伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮  
問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たため、平成  
29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間を指定期  
間とし、各校区コミュニティ協議会を指定管理者に指定  
したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、  
議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第108号「菱刈<sup>りょうせん</sup>菱泉センターの指定管理者の  
指定」について説明申し上げます。

当施設につきましては、菱刈鉾山の温泉水を公衆浴場等  
に供給するための施設であり、その性格上、伊佐市公の施  
設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規  
則第2条第2項第3号に規定する公募に適さない施設で

あると認めため、公募は行わず、指定管理者の候補者として菱刈泉熱開発有限会社を選定いたしました。

このことを伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たため、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間を指定期間とし、菱刈泉熱開発有限会社を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号「楠本川溪流自然公園の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、1社の応募があったため、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たところであります。

この答申に基づき、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間を指定期間とし、株式会社伊佐建設を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第110号「財産の減額譲渡」について説明申し上げます。

本件につきましては、湯之尾地区の地盤沈下による被災者であるよねもとひとし米元均氏の住宅敷地として、市有地を減額して貸付けておりましたが、本人から減額譲渡の要望があり、被災者の移転先地であることを考慮し適正譲渡価格から60パーセントを減額した価格で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第111号「財産の減額貸付」について説明申

し上げます。

本件につきましては、大口大田地区の高柳池跡地で実施する太陽光発電所設置事業において、発電事業者の責めに帰することのできない理由による発送電設備の変更に伴い、当初の予定より倍増する初期設備投資額の負担の軽減に資するため、発電事業者に対し、当該市有地を、適正な貸付料から50パーセントを減額した価格で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案15件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————

議案第112号「副市長の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、副市長でありますときとうよしみち時任良倫氏の任期が平成29年1月31日をもって満了となりますが、引き続き時任氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

———— 降 壇 ————

議案第113号「教育長の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります  
もりかずのり  
森和範氏の任期が本年12月11日をもって満了となることから、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく新たな教育委員会制度に移行し、教育委員長と教育長を一本化した教育行政の責任者である教育長を置くこととなります。

つきましては、森氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————

議案第114号「監査委員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、監査委員であります岩本松<sup>いわもとまつ</sup>  
お雄氏の任期が本年12月11日をもって満了となりますが、引き続き岩本氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

———— 降 壇 ————

議案第115号から議案第117号までの「公平委員会委員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在の3人の委員の任期が、平成29年1月6日に満了となることから、新たに選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第115号のかりぎょう きろく狩行紀六氏及び議案第116号のおおつじひろのぶ大辻寛信氏については、現在も委員であり、引き続き委員として選任しようとするものであります。

次に、議案第117号のやましたかずひろ山下和弘氏につきましては、昭和54年に大口市職員として奉職以来37年間行政に携わってこられ、この間、会計課長、議会事務局長、企画調整課長、教育委員会総務課長を歴任され、現在は栗野病院医療福祉支援センター長を務めておられます。

山下氏につきましては、現在の委員のお一人に代わり、今回新たに委員として選任しようとするものであります。

いずれの方々も、人事行政に関し識見を持たれ、公平委員会委員に適任であると考え、公平委員会委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————